

実務担当者必携！

実務に役立つ **セミナーDVD**

知らないでは済まされない

# 下請法の基礎と実務対応

～定期書面調査の見方とそのポイント付～

V75

講師：太樹法律事務所  
弁護士・弁理士 高橋 善樹

収録時間：約230分

定 価：21,600円(税込)

割引価格：19,440円(税込)

サンプル  
動画公開中



### 講師プロフィール

専門は独占禁止法、景品表示法、下請法等の競争法、フランチャイズ、通販ビジネス等。下請かけこみ寺助言弁護士、下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー講師。

## 下請法を正しく理解！押さえておきたい下請法の基本がわかる



適正な取引を行うために、親事業者は取引の基本となる「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」を理解しておかなければなりません。法令に違反し、禁止行為を行っている、勧告や改善指導を受けることになり企業の信頼が大きく損なわれます。

2016年、政府は約50年ぶりに下請法の一部を見直すの大々的に宣言し、これを受けて公正取引委員会は下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準を改正しました。

今後も政府は下請事業者の保護のため規制を強めていくという方針もあり、親事業者では下請業者との取引について下請法違反にならないよう、下請法の研修や監査を実施するなどの対応が求められます。

本DVDでは、下請法の基礎的な概要説明から、下請法遵守の基本となる親事業者の4つの義務と11の禁止事項について、何故その義務が課せられているのかをわかりやすく解説し、万一立ち入り検査の連絡が来たときに、実際の検査はどういう流れになるのか、またどのような準備をしたらいいのか、そして検査官はどういうところを見ているのか等、事例を交え解説しています。

また、毎年の定期書面調査のポイントについて解説したシートも併せて収録しているので、ベテランの担当者から、下請法になじみのない新人担当者にもわかりやすく、実務に直結した内容となっています。

目次

### 第1部 下請法とは？

1. 下請法規制の全体像
2. 下請法の趣旨
3. 優越的地位の濫用と下請法
4. 下請法の要件

### 第2部 親事業者の遵守義務と禁止事項

5. 親事業者の遵守義務
6. 親事業者の禁止事項

### 第3部 調査を受けたときの実務対応

7. 下請法の調査を受けた場合の対応
8. 自ら下請法違反を発見した場合の対応
9. 下請法コンプライアンスの実現に向けて

特別付録：定期書面調査の見方とそのポイント

### 5. 親事業者の遵守義務

Daiju.com

#### (1) 書面関係

- ① 発注書面（3条書面）の交付義務
- ⇒ 取引関係を明確化

### 7. 下請法の調査を受けた場合の対応

Daiju.com

#### ◆ 下請法の調査のきっかけ

- ① 親事業者に対する書面調査
- ② 下請事業者に対する書面調査
- ③ 下請事業者からの申立て
- ④ 中小企業庁長官からの措置請求
- ⑤ その他（当該下請取引に係る事業の所管官庁、下請企業振興協会等の関係公的機関からの通知

下請法の調査には、1 定期的な調査と 2 事件型調査がある。

に際して3条規則に定めた発注書面をいう。防止法第3条の書面



# 申込書

**FAX : 03-3862-5045**

株式会社日本法令 特販課 通信販売係 行

- 本申込書をご利用の場合のみ、特別価格 **1割引** とさせていただきます。  
(送料は当方にて負担させていただきます)
- 本申込書をFAXまたは郵便にてお申込みを承ります。
- FAX送信、郵送前に、お申込み内容のご確認をお願いいたします。
- 落丁・乱丁本を除いて、お申込みのキャンセル・返品には応じられません。

会社名・事務所名				ご芳名	
所在地 (ご送付先)	〒 - TEL - -				
商品名	定価 (税込)	割引価格 (税込)	申込冊数		
知らないでは済まされない 下請法の基礎と実務対応	21,600円	<b>19,440円</b>	冊		
日本法令会員区分 <input type="checkbox"/> 一般・ <input type="checkbox"/> ビジネスガイド/SR/社労士V・ <input type="checkbox"/> 社労士情報サイト(SJS)					

※ 個人情報の取扱い(下記)について、同意のうえ、お申し込みください。 同意する 同意しない

- 代金のお支払いは、お届けの商品(請求書同封)とともにお送りする払込用紙にてお支払いください。
- 商品到着まで約1週間程度かかります。
- お申込後のお問い合わせは、下記までお願いいたします。  
〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-2-19  
株式会社日本法令 特販課 通信販売係 TEL:03-6858-6966 FAX:03-3862-5045

## 個人情報の取扱いについて

お客様の個人情報につきましては、以下のとおりにお取り扱いいたします。

- お客様の個人情報は、弊社商品およびWebサービス等(以下、「製品」という)へのお申し込みの確認、製品のご提供、料金のご請求、そのお支払いの確認、製品の改善改良のための購買層等を分析する調査およびアンケート等の送付、弊社製品情報のお客様への提供(以下「ユーザーサービス」という)の目的のみに使用し、他の目的には一切使用いたしません。
- 弊社は、ユーザーサービスを行なうため、個人情報の取扱いに関する契約を締結した上で、ダイレクトメール代行業者にお客様の個人情報を預託する場合があります。
- 弊社がお取り扱いする個人情報は、以下の場合を除き、原則として、お客様の同意がない限り、第三者に提供いたしません。
  - お客様本人の同意がある場合
  - 弊社とお客様本人または他の第三者の生命、身体または財産の保護のために必要であることが、合理的に判断できる場合
  - 法律に基づき、開示を求められた場合
- 弊社は、お客様の個人情報をできるだけ正確かつ最新の内容で管理します。お客様本人からお申出があった場合は、その登録情報の開示を行います。内容が正確でないなどのお申し出があったときは、その内容を確認し必要に応じて登録情報の追加、変更、訂正または削除等を行います。個人情報の開示請求方法につきましては、当社ホームページの会社案内からプライバシーポリシーの「個人情報の取扱いについて」の内容をご確認ください。
- ご本人が個人情報を与えることの任意性および当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果につきまして、個人情報の提供はご本人の任意ですが、当社の業務遂行上必要な情報となります。したがって、個人情報の提供が不十分、不正確であったり、または個人情報の提供を拒絶(個人情報の削除または消去等の措置を含む)したこと(以下、総称して「個人情報提供されなかった場合」という)により、当社の業務遂行に支障をきたし、商品が届かない等お客様等への十分なサービス等の提供ができない、あるいはご本人への重要な連絡が届かない、当社が実施できなくなった手続業務をご本人自身が当社に代わって行わなくてはならない等の不利益等が生じた場合にも、その結果はご本人に帰属しますのでご了承ください。また、個人情報が提供されなかった場合には、お問合せ等にお答えすることができない場合がありますのでご了承ください。

特販課 通信販売係担当 TEL : 03-6858-6966 株式会社 日本法令 個人情報保護統括管理者 原 幸司